

奈良市公報

号外第23号

平成23年11月24日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

規 則

- 奈良市職員公舎管理規則……………1
- 奈良市行政組織規則の一部を改正する規則……………5

告 示

- 放置自転車等の保管（2件）……………5
- 一般競争入札の実施……………6
- 公募型プロポーザル方式による受託者の選定（2件）……………7
- 放置自転車等の保管……………9
- 街区の区域等の変更……………9
- 放置自転車等の保管……………10
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定辞退の届出……………10
- 平成23年度奈良市一般会計補正予算の要領……………10
- 奈良市営・コミュニティ住宅空家入居者の募集……………11
- 国土調査の実施……………11
- 奈良市市民企画事業実施要綱の一部を改正する告示……………11
- 奈良市アダプトプログラム推進事業実施要綱の一部を改正する告示……………11
- 放置自転車等の保管……………11
- 土壌汚染対策法の規定に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定の解除……………11
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定……………12
- 奈良市住宅リフォーム補助金交付要綱……………12
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定……………15
- 放置自転車等の保管……………15
- 奈良市特定間伐等促進計画の変更……………15
- 生活保護法の規定による施術者の指定（2件）……………15
- 開発行為に関する工事の完了……………15
- 奈良市排水設備指定工事店の指定……………16
- 生活保護法の規定による施術者の指定……………16

訓 令 甲

- 奈良市人権教育・啓発推進本部設置規程の一部を改正する訓令……………16

監 査

- 定期監査の実施結果……………16
- 包括外部監査人の監査事務を補助する者の氏名等……………18
- 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知（2件）……………18

公 営 企 業

- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定……………20
- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出……………21

議 会

- 議会議長の辞職……………21
- 議会議長の当選……………21
- 議会副議長の辞職……………21
- 議会副議長の当選……………21
- 議会運営委員会の委員の選任……………21
- 議会運営委員会の委員長及び副委員長の当選……………21
- 議会常任委員会の委員の選任……………21
- 議会常任委員会の委員長及び副委員長の当選……………22
- 奈良市議会だより編集委員会の委員の就任……………22
- 奈良市議会だより編集委員会の委員長及び副委員長の当選……………22
- 奈良市議会情報公開審査会の委員の就任……………22
- 奈良市議会情報公開審査会の委員長及び副委員長の当選……………22
- 総合計画検討特別委員会の委員の選任……………22
- 総合計画検討特別委員会の委員長及び副委員長の当選……………23

規 則

奈良市職員公舎管理規則をここに公布する。
平成23年6月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第50号

奈良市職員公舎管理規則
(趣旨)

第1条 奈良市職員公舎（以下「公舎」という。）の管理については、特別の定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において公舎とは、本市に勤務する職員で市長が特に必要と認める者の居住の用に供する家屋及びこれに附帯する工作物その他の施設をいう。

(公舎の名称及び位置)

第3条 公舎の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
奈良市職員公舎	奈良市三条大路一丁目1-87

(入居手続)

第4条 公舎に入居しようとする者は、職員公舎入居許可申請書（別記第1号様式）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、公舎への入居を許可したときは、職員公舎入

居許可書（別記第2号様式）を申請者に交付する。

（入居費）

第5条 公舎の入居を許可された者（以下「入居者」という。）は、次に掲げる入居費を納入しなければならない。

名 称	入 居 費
奈良市職員公舎	月額18,000円

2 公舎の使用期間が1月に満たない月の入居費は、日割計算による。

（入居者の保管義務）

第6条 入居者は、公舎の使用について善良な管理者の注意をもって、これを正常な状態において維持及び管理をしなければならない。

（転貸の禁止）

第7条 入居者は、公舎の全部又は一部を他の者に貸し付けてはならない。

（同居手続）

第8条 入居者は、職員公舎入居許可申請書に記載をした者以外の者を同居させようとするときは、職員公舎同居許可申請書（別記第3号様式）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請による同居を許可したときは、職員公舎同居許可書（別記第4号様式）を申請者に交付する。

（費用の負担）

第9条 入居者は、次に掲げる費用を負担しなければならない。

- (1) 電気、ガス及び上下水道の使用料
- (2) 公舎の清掃及び汚物処理に要する費用
- (3) その他入居者が負担することが相当と認められる費用

（原状変更の禁止）

第10条 入居者は、公舎の原状を変更してはならない。ただし、軽易な変更で市長の許可を受けたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により公舎の原状を変更したときは、入居者は、公舎返還の際に自己の費用でこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が原状回復の必要がないと認めるときは、この限りでない。

（き損等の措置）

第11条 入居者は、公舎の全部又は一部を滅失又はき損したときは、直ちにその詳細を市長に報告しなければならない。

2 入居者は、前項の事故が自己の責めに帰すべき事由によるものであるときは、遅滞なく公舎を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。

（退去手続）

第12条 入居者は、退職したとき、又は市長より退去を命ぜられたときは、速やかに公舎を返還しなければならない。

2 入居者は、公舎を退去しようとするときは、職員公舎退去届（別記第5号様式）を市長に提出し、当該公舎の異状の有無について検査を受けなければならない。

3 入居者は、原則として退去の原因が発生した日から30日以内に退去しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由により期間内に退去できないと認めるときは、この限りでない。

（明渡命令）

第13条 市長は、入居者が次のいずれかに該当するときは、公舎の明渡しを命ずることができる。

- (1) 正当な事由なく前条第3項に規定する期間を経過しても退去しないとき。
- (2) この規則に違反し、又はこの規則に基づく市長の指示命令に従わないとき。

（その他）

第14条 この規則に定めるもののほか、公舎の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

第2号様式 (第4条関係)

職員公舎入居許可書		号 日 第 年 月
所 属 氏 名	様	奈良市長 印
年 月 日 日付けで申請のあった職員公舎への入居については、次のとおり許可します。		
対 象 公 舎	名 称	
	位 置	
入 居 開 始 希 望 年 月 日		年 月 日
入 居 費		円
同 氏	名	年 齢
同 居 者		続 柄
		備 考

別記
第1号様式 (第4条・第8条関係)

職員公舎入居許可申請書		年 月 日
奈 良 市 長	様	申請者 所属 氏 名 印
次のとおり職員公舎に入居したいので、申請します。		
対 象 公 舎	名 称	
	位 置	
入 居 開 始 希 望 年 月 日		年 月 日
入 居 費		指 示 の と お り 。
同 氏	名	年 齢
同 居 者		続 柄
		備 考

第4号様式 (第8条関係)

職員公舎同居許可書

号 日
第 年 月

所 属 氏 名 様 奈良市長 印

年 月 日 付けで申請のあった職員公舎への同居については、次のとおり許可します。

対 象 公 舎	名 称	年 月 日			備 考
	位 置	年 月 日			
同 居 開 始	氏 名	年	月	日	考
		氏	年 齢	続 柄	
同 居 希 望 者					

第3号様式 (第8条関係)

職員公舎同居許可申請書

年 月 日

奈良市長 様 申請者 所属 氏名 印

次のとおり職員公舎に同居させたいので、申請します。

対 象 公 舎	名 称	年 月 日			備 考
	位 置	年 月 日			
同 居 開 始	氏 名	年	月	日	考
		氏	年 齢	続 柄	
同 居 希 望 者					

第5号様式(第12条関係)

職 員 公 舎	退 去 届	日 月 年	印	届出者 所属 氏名	様	奈良市長	次のとおり職員公舎を退去しますので、届け出ます。	対 象 公 舎	名 称	位 置	日 月 年
									日 月 年	日 月 年	日 月 年

(平成23年6月30日揭示済)

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年6月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第51号

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則

奈良市行政組織規則(平成14年奈良市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第2条の表総務部の部人事課の項の次に次のように加える。

ガバナンス推進課	
----------	--

第9条の次に次の1条を加える。

(ガバナンス推進課の事務)

第9条の2 ガバナンス推進課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 内部統制に関すること。
- (2) 職務に関して受けた要望等の記録等制度に関すること。
- (3) 公正な職務執行についての調査及び確保に関すること。
- (4) (仮称)ガバナンス監視委員会に関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。
(奈良市法令遵守の推進に関する規則の一部改正)
- 2 奈良市法令遵守の推進に関する規則(平成19年奈良市規則第20号)の一部を次のように改正する。
別表中「人事課長」を「人事課長 ガバナンス推進課長」に改める。

(平成23年6月30日揭示済)

告 示

奈良市告示第363号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年6月16日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成23年6月16日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市都市整備部都市計画室交通政策課
電話0742-34-1111代表
(平成23年6月16日揭示済)

奈良市告示第364号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年6月20日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成23年6月20日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成23年6月20日揭示済)

奈良市告示第365号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により告示します。

平成23年6月21日

奈良市長 仲川元庸

- 1 入札に付する事項

項目	概要

業務名称	スポーツに関する市民意識調査業務
業務内容	1 調査内容質問項目の検討 2 調査票の印刷 3 発送用・返信用封筒の印刷 4 調査票の封入及び発送回収 5 郵便局へ受取人払い及び後納申請 6 集計・分析作業 7 報告書編集、作成及び印刷 8 その他、調査に関わる業務等
履行期限	契約の日から平成24年3月15日まで
調査対象区域	奈良市全域
契約方法	委託契約

- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。
(1) 平成23年度において、奈良市物品購入等指名競争入札参加資格者であること。
(2) 過去5年以内において、地方公共団体・特殊法人・独立行政法人・国の出先機関の発注業務において、本人札の業務と同種・類似業務の受託実績（平成18年4月1日から平成23年3月31日の間に完了した業務）を有する事業者であること。
(3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
(4) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- 3 実施要項等を示す日時及び場所
(1) 日時
平成23年6月21日（火）から平成23年6月30日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
(2) 場所
奈良市市民活動部スポーツ振興課
奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟4階
- 4 入札参加申請受付の日時及び申請方法
(1) 日時
平成23年6月21日（火）から平成23年6月30日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
送付の場合は、平成23年6月30日（木）必着
(2) 申請方法
直接持参又は送付

- (3) 提出場所
奈良市市民活動部スポーツ振興課(担当:スポーツ振興係)
〒630-8580
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟4階
- 5 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 入札の日時
平成23年7月12日(火) 午後1時30分から
- (2) 開札の日時
入札締切り後、直ちに開札
- (3) 入札及び開札の場所
奈良市役所 入札室
- 6 入札保証金に関する事項
入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。
- 7 入札の無効
次のいずれかに該当する入札は無効とします。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 代理人による入札で委任状の提出がないもの
- (4) 入札書に入札金額、委託件名の表示又は記名押印を欠く入札
- (5) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (6) 同一入札について入札者又はその代理人が2以上の入札をした場合におけるその全部の入札
- (7) 入札金額を訂正した入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札
- 8 入札に関する注意事項
- (1) 入札の方法は、持参入札とします。
- (2) 入札時間に遅れた者は、入札に参加できません。
- (3) 入札会場への入場は、入札者又はその代理人のみとします。
- (4) 代理人が入札する場合は、必ず入札前に委任状を提出してください。
- (5) 入札者の不正行為、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき、その他の理由により、この入札を執行することが不適當であると認めるときは、執行を取りやめます。また、入札執行中においても落札決定を保留し、さらに入札執行後においても落札決定を取り消す場合があります。
- (6) 提出した入札書はその理由にかかわらず書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- (7) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札の中止又は入札期日の延期をすることがあります。
- (8) 再度入札を2回行います。
- (9) 入札者が1人であるときは、その入札は成立しないものとします。
- 9 その他

- (1) その他の詳細は、実施要項によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市市民活動部スポーツ振興課
電話 0742-34-5376
FAX 0742-34-4765
Mail sportsshinko@city.nara.lg.jp
(平成23年6月21日揭示済)

奈良市告示第366号

公募型プロポーザル方式により受託者を選定するので、次のとおり告示する。

平成23年6月22日

奈良市長 仲川 元 庸

1 事業内容等

- (1) 事業名
奈良市地域子育て支援センター事業の業務委託
- (2) 募集地域と設置予定数
平成23年度は三笠、若草、都南、平城西、登美ヶ丘北及び富雄の各中学校通学区域を除く地域に1箇所設置する。
- (3) 事業内容
地域子育て支援センター事業の実施
- (4) 委託料
委託料の上限を3,700,000円とする。
- (5) 委託期間
契約締結の日から平成24年3月31日まで(委託業務の開始日:平成23年10月1日)

2 応募資格

- (1) 応募団体
応募団体は、主に奈良市内で活動する次のいずれかに該当する法人であるものとする。
- ① 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人
- ② 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- ③ その他の法人
- (2) 応募団体の要件
応募団体は、次のいずれの要件も満たすものとする。
- ① 子育て支援に関する活動を行っている団体で、地域の市民活動に理解があること。
- ② 契約期間中、安全かつ円滑に事業を運営する能力があること。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- ④ 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。

奈良市長 仲川 元 庸

- ⑤ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対をすることを目的とした団体でないこと。
- ⑥ 特定非営利活動促進法第12条第1項第3号イ及び同号ロに掲げる団体でないこと。
- ⑦ その他法令等に違反する団体でないこと。
- 3 審査方法
応募資格及び提出書類を確認した後、奈良市地域子育て支援センター事業実施団体審査委員会で提出書類及びプレゼンテーション等により審査する。
- 4 実施団体の決定
審査委員会において、総合的に審査を行い、その審査結果により実施団体を決定する。
- 5 手続き等に関する事項
- (1) 担当課
奈良市子ども未来部子ども育成課
奈良市二条大路南一丁目1番1号
電話 0742-34-5042
F A X 0742-34-4796
- (2) 募集要項の配布
配布期間
平成23年6月22日（水）から同年7月10日（日）までの日（窓口配布は土曜日、日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）
配布場所
奈良市子ども未来部子ども育成課（奈良市ホームページからもダウンロード可）
- (3) 説明会
開催日 平成23年7月11日（月）午前10時から
開催場所 奈良市役所北棟6階 第23会議室（応募予定団体は、必ず出席のこと。）
- (4) 書類等の提出
提出期間
平成23年7月13日（水）から同年7月19日（火）までの日（土曜日、日曜日、祝日を除く。）午前8時30分から午後5時15分まで
提出場所
奈良市子ども未来部子ども育成課（提出書類等は、必ず持参してください。）
- 6 契約の締結
審査委員会において決定された実施団体は、市長との間で、委託契約を締結する。
- 7 その他
- (1) 応募に際して発生する経費は、すべて応募団体の負担とする。
- (2) 詳細は、募集要項による。
(平成23年6月22日掲示済)

奈良市告示第367号

公募型プロポーザル方式により受託者を選定するので、次のとおり告示する。

平成23年6月22日

1 事業内容等

(1) 事業名

奈良市つどいの広場事業の業務委託

(2) 募集地域と設置予定数

平成23年度は春日、若草、伏見、富雄、登美ヶ丘北、都南、平城西及び二名の各中学校通学区を除く地域に1箇所設置する。なお、(3)の②機能拡充型については、春日、若草、伏見、富雄、登美ヶ丘北、都南、平城西及び二名の各中学校通学区でも設置可能とする。

(3) 事業内容

① 基本型

ア 子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進

イ 子育て等に関する相談及び援助の実施

ウ 地域の子育て関連情報の提供

エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）

オ 奈良市子育て支援アドバイザーの派遣依頼及び受入れ

カ その他事業の実施に必要な業務

② 機能拡充型

①の基本型の事業に加え、下記の事業を行うものとします。

ア 多様な子育て支援活動の取組

イ 関係機関や子育て支援活動を行っているグループ等と連携及びネットワーク化を図る取組

ウ 地域の子育て家庭に対し、よりきめ細かな支援の実施

エ 事業の実施場所（「奈良市つどいの広場事業実施要綱」第5条に規定する拠点となる場所のほか、その近隣において現に事業を継続して実施している場所をいう。）を活用した児童福祉法第6条の2第7項に規定する一時預かり事業に準じた取組

※ なお、一時預かり事業に準じた取組は、少なくともつどいの広場事業実施時間中に団体独自で行うものであり、市の委託事業ではありませんので、「認可外保育施設指導監督基準」を参考にして実施してください。基準については、奈良市子ども未来部保育課にお問い合わせください。

(4) 委託料

委託料の上限は下記のとおりとする。

基本型（3～4日型）：1,780,000円

基本型（5日型）：2,180,000円

機能拡充型（3～4日型）：1,992,000円

機能拡充型（5日型）：1,825,000円

(5) 委託期間

契約締結の日から平成24年3月31日まで

委託業務の開始日

基本型（3～4日型・5日型）：平成23年10月1日

機能拡充型（3～4日型）：平成23年11月1日

機能拡充型（5日型）：平成24年1月4日

2 応募資格

(1) 応募団体

応募団体は、主に奈良市内で活動する次のいずれかに該当する法人であるものとする。

- ① 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- ② 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- ③ その他の法人

(2) 応募団体の要件

応募団体は、次のいずれの要件も満たすものとする。

- ① 子育て支援に関する活動を行っている団体で、地域の市民活動に理解があること。
- ② 契約期間中、安全かつ円滑に事業を運営する能力があること。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- ④ 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- ⑤ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対をすることを目的とした団体でないこと。
- ⑥ 特定非営利活動促進法第12条第1項第3号イ及び同号ロに掲げる団体でないこと。
- ⑦ その他法令等に違反する団体でないこと。

3 審査方法

応募資格及び提出書類等を確認した後、奈良市つどいの広場事業実施団体審査委員会で審査する。

4 実施団体の決定

審査委員会において、総合的に審査を行い、その審査結果により実施団体を決定する。

5 手続き等に関する事項

(1) 担当課

奈良市子ども未来部子ども育成課
奈良市二条大路南一丁目1番1号
電話番号 0742-34-5042
FAX番号 0742-34-4796

(2) 募集要項の配布

配布期間
平成23年6月22日（水）から同年7月10日（日）までの日（土曜日、日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
配布場所
奈良市子ども未来部子ども育成課（奈良市ホームページからもダウンロード可）

(3) 説明会

開催日 平成23年7月11日（月）午前10時から
開催場所 奈良市役所北棟6階第23会議室（応募予定団体は、必ず出席のこと。）

(4) 書類等の提出

提出期間

平成23年7月13日（水）から同年7月19日（火）までの日（土曜日、日曜日、祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

提出場所

奈良市子ども未来部子ども育成課（提出書類等は、必ず持参してください。）

6 契約の締結

審査委員会において決定された実施団体は、市長との間で、委託契約を締結する。

7 その他

- (1) 応募に際して発生する経費は、すべて応募団体の負担とする。
- (2) 詳細は、募集要項による。

（平成23年6月22日揭示済）

奈良市告示第368号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年6月22日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成23年6月21日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

（平成23年6月22日揭示済）

奈良市告示第369号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第2条の規定により、街区の区域等を次のとおり変更します。

平成23年6月22日

奈良市長 仲川元庸

1 変更の年月日

平成23年6月22日

2 街区の区域等

- (1) 藤ノ木台一丁目の一部
別図1を別図2に示すとおり変更します。
- (2) 五条畑一丁目の一部
別図3を別図4に示すとおり変更します。
- (3) 西大寺南町の一部
別図5を別図6に示すとおり変更します。

別図1から別図6まで省略

（平成23年6月22日揭示済）

奈良市告示第370号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年6月23日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成23年6月23日
- 3 移動対象区域

近鉄あやめ池駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成23年6月23日揭示済)

奈良市告示第371号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師の指定辞退の届出がありましたので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成23年6月23日

奈良市長 仲川元庸

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	障害名	辞退年月日
山岡 茂雄	おかたに病院	奈良市南京終町一丁目25番地の1	整形外科 (肢体不自由)	平成21年6月30日
戸田 雅克	市立奈良病院	奈良市東紀寺町一丁目50番1号	耳鼻咽喉科 (聴覚障害)	平成23年4月30日

(平成23年6月23日揭示済)

奈良市告示第372号

平成23年奈良市議会6月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成23年6月23日

奈良市長 仲川元庸

- 1 平成23年度奈良市一般会計補正予算（第1号）
平成23年度奈良市一般会計補正予算（第1号）

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県支出金		5,757,254 ^{千円}	3,000 ^{千円}	5,760,254 ^{千円}
	2 県補助金	1,955,689	3,000	1,958,689
18 寄附金		306,500	102,750	409,250
	1 寄附金	306,500	102,750	409,250
20 繰越金		—	54,250	54,250
	1 繰越金	—	54,240	54,250
歳入合計		124,175,200	160,000	124,335,200

(註) 「第20款 諸収入」、「第21款 市債」を「第21款 諸収入」、「第22款 市債」に改める。

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		14,608,282 ^{千円}	131,000 ^{千円}	14,739,282 ^{千円}
	1 総務管理費	11,308,339	30,000	11,338,339
	2 企画費	1,250,484	101,000	1,351,484

8 観光費		1,015,688	10,000	1,025,688
	1 観光費	1,015,688	10,000	1,025,688
15 予備費		50,000	19,000	69,000
	1 予備費	50,000	19,000	69,000
歳出合計		124,175,200	160,000	124,335,200

(平成23年6月23日揭示済)

奈良市告示第373号

奈良市営・コミュニティ住宅空家入居者を次のとおり募集します。

平成23年6月24日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成23年6月24日揭示済)

奈良市告示第374号

国土調査を行うので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定により次のとおり公示します。

平成23年6月24日

奈良市長 仲川元庸

- 1 事業計画が公示された年月日
平成23年6月24日（平成23年奈良県告示第202号）
- 2 調査を実施する者の名称
奈良市
- 3 調査地域
奈良市針町の一部
- 4 調査期間
平成23年6月24日から平成24年3月31日まで
(平成23年6月24日揭示済)

奈良市告示第375号

奈良市市民企画事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年6月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市市民企画事業実施要綱の一部を改正する告示
奈良市市民企画事業実施要綱（平成18年奈良市告示第201号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項中「広報広聴課」を「文書法制課」に改める。

第9条第4項中「市民活動推進課」を「協働推進課」に改める。

附則

この告示は、平成23年6月24日から施行し、同年4月1日から適用する。

(平成23年6月24日揭示済)

奈良市告示第376号

奈良市アダプトプログラム推進事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年6月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市アダプトプログラム推進事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市アダプトプログラム推進事業実施要綱（平成20年奈良市告示第313号）の一部を次のように改正する。

第10条中「市民活動推進課」を「協働推進課」に改める。

附則

この告示は、平成23年6月24日から施行し、同年4月1日から適用する。

(平成23年6月24日揭示済)

奈良市告示第377号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年6月24日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成23年6月24日
- 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺、近鉄平城駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成23年6月24日揭示済)

奈良市告示第378号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、平成23年奈良市告示第243号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の指定を次のとおり解除します。

平成23年6月28日

奈良市長 仲川元庸

- 1 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
奈良市東紀寺町一丁目701番7及び701番8の各一部
- 2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の種類
六価クロム化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置
 土壌汚染の除去
 (平成23年6月28日揭示済)

奈良市告示第379号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1

項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則(昭和62年奈良市規則第29号)第3条の規定により告示します。
 平成23年6月28日
 奈良市長 仲川元庸

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
阪上 剛	市立奈良病院	奈良市東紀寺町一丁目50番1号	耳鼻咽喉科 (聴覚障害)	平成23年6月23日

(平成23年6月28日揭示済)

奈良市告示第380号

奈良市住宅リフォーム補助金交付要綱を次のように定める。

平成23年6月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市住宅リフォーム補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市内の住宅関連産業に係る需要を喚起し地域経済の活性化を図るとともに、市民の住環境の向上に資するため、予算の範囲内で奈良市住宅リフォーム補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則(昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有すること。ただし、勤務又は事業の都合その他のやむを得ない理由により市外に転出している場合は、この限りでない。
- (2) 市税について滞納がないこと。
- (3) この要綱に基づく補助金を受けていないこと。

(補助対象物件)

第3条 補助対象物件は、次の各号のいずれにも該当する住宅とする。

- (1) 本市の区域内に所在すること。
- (2) 建設工事の完了の日から起算して1年以上経過していること。
- (3) 補助対象者(前条第1号ただし書に規定する場合は、補助対象者の扶養親族)が現に居住の用に供していること。
- (4) 補助対象者が当該住宅に居住するための権原を有していること。

(補助対象工事)

第4条 補助対象工事は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 次のいずれかに該当する住宅リフォーム工事であること。

ア 修繕、補修、改築、増築等の工事

- イ 壁紙の張替え、屋根のふき替え、外壁の塗り替え等の住宅の模様替えのための工事
 - ウ 便所、台所又は浴室の工事
 - エ その他市長が必要と認める工事
- (2) 市内に住所又は事業所を有する施工業者に発注して行う工事であること。
- (3) 次条に規定する補助対象経費(消費税及び地方消費税を含む。)の額が200,000円以上であること。
- (4) 補助申請をした日(以下「申請日」という。)以後に着工されるものであること。
- (5) 法令等に違反しない工事であること。
- (6) 申請日の属する年度の2月末日までに規則第14条の実績報告が行われるものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、補助対象工事としない。

- (1) 公共工事の施工に伴う補償の対象となるもの
- (2) 直接居住の用に供する部分以外の部分に係るもの
- (3) 下水道接続に係るもの

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助対象工事に要した経費とする。ただし、次に掲げる経費を除く。

- (1) 土地の購入に係る経費
- (2) 工事用機械又は器具等の購入に係る経費
- (3) その他補助対象工事と直接関係がないと認められる工事の経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額に100分の10を乗じて得た額(100,000円を上限とし、10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が補助対象工事に関し他の国若しくは地方公共団体による補助金等を受けた場合又は受けることが決定している場合は、補助対象経費からその額を控除した額又は前項の規定により算出した額のいずれか少ない方の額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者に係る住民票又は外国人登録原票記載事項証明書

- (2) 市税の滞納がない旨を証明した書類
- (3) 補助対象物件に係る補助申請者の権原を証明する書類
- (4) 補助対象者以外で補助対象物件に権原を有する者（補助対象物件の敷地が借地である場合における当該土地の所有者を含む。）がある場合における当該権原を有する者の補助対象工事を行うことに対する同意書
- (5) 補助対象工事施工前の補助対象物件の全景及び補助対象工事施工予定部分の写真
- (6) 補助対象工事に係る見積書の写し
- (7) その他市長が必要と認めるもの

2 申請者は、前項各号に掲げる書類のほかに、次に掲げる事項を記載した申請附属調書（別記様式）を提出するものとする。

- (1) 申請者の住所及び氏名
- (2) 補助対象物件の所在地及び概要
- (3) 補助対象物件に係る権原の種別
- (4) 補助対象物件に係る建設工事の完了日
- (5) 補助対象工事の概要
- (6) 施工業者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (7) 補助対象工事に関する他の公的補助金等の申請状況
- (8) その他必要と認められる事項

（補助金の実績報告）

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、補助対象工事を終了したときは、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 施工業者による工事完了証明書
- (2) 工事代金に係る請求書（内訳明細が明記されたものに限る。）の写し
- (3) 工事代金に係る領収書の写し
- (4) 補助対象工事施工後の補助対象物件の全景並びに補助対象工事施工部分の施工中及び施工後の写真
- (5) その他必要と認められるもの

（変更等の不承認）

第9条 規則第11条の規定による変更申請のうち補助金の額の増加に係るものについては、同条の承認をしないものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成23年7月1日から施行する。
（この告示の失効）
- 2 この告示は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

別記様式（第7条関係）

奈良市住宅リフォーム補助金申請附属調書

申請者の住所・氏名	住所 〒 ー		よみがな
			氏名
			電話 ()
補助対象物件の所在地・概要	<input type="checkbox"/> 住所に同じ	<input type="checkbox"/> 一戸建 () 階建 () 造	
	<input type="checkbox"/> その他：奈良市	<input type="checkbox"/> 集合住宅 () 階建 () 造 () 階部分	
補助対象物件に係る権原	<input type="checkbox"/> 所有権（敷地： <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 借地権 <input type="checkbox"/> その他） <input type="checkbox"/> 借家権 <input type="checkbox"/> その他 ()		
補助対象物件の新築時完成日	(※リフォーム前の建物の完成日)		
補助対象物件の予定工事期間	完成日	年	月 日
	着工日	年	月 日 (予定)
補助対象工事の概要	完了日	年	月 日 (予定)
	※実施設計書、図面等を添付してください。		
施工業者	氏名又は名称		住所又は所在地
	担当者：		電話 ()
他の公的補助金等の申請	<input type="checkbox"/> 申請していない。		
	<input type="checkbox"/> 申請している。	補助の主体：	
		制度名：	
		補助の主体：	
		制度名：	
	補助の主体：		
	制度名：		
本申請の内容は、事実に相違ありません。本申請の内容に係る事項（市税納付状況等）について、関係機関等に対し、奈良市長が調査・照会を行うことに同意します。 年 月 日			
署名 _____			印

(平成23年6月28日揭示済)
奈良市告示第381号
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市

身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。
平成23年6月28日
奈良市長 仲川元庸

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
村岡 英幸	高の原中央病院	奈良市右京一丁目3番地の3	循環器科 (心臓機能障害)	平成23年6月24日

(平成23年6月28日揭示済)
奈良市告示第382号
奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。
平成23年6月28日
奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成23年6月28日
- 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄富雄駅周辺、近鉄高の原駅周辺及び近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域以下省略

院(堤 小太郎) 条一丁目1-12 5月12日
(平成23年6月29日揭示済)

奈良市告示第385号
生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をいたしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。
平成23年6月29日
奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
岡 大志		あんま	平成23年6月24日
つつみ鍼灸整骨院(岡 大志)	奈良県奈良市六条一丁目1-12		

(平成23年6月28日揭示済)
奈良市告示第383号
森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第4条第7項の規定により奈良市特定間伐等促進計画の変更をしたので、同条の規定により次のとおり公表し当該特定間伐等促進計画を公衆の閲覧に供します。
平成23年6月29日
奈良市長 仲川元庸
閲覧場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所観光経済部農林課内
(平成23年6月29日揭示済)

奈良市告示第386号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。
なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。
平成23年6月29日
奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号
平成21年11月2日 奈良市指令都整開 第09A-28号
平成23年3月7日 奈良市指令都整開 第09A-28-1号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成23年6月29日 第1263号
公共施設 平成23年6月29日 第559号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市学園北二丁目1017番89及び1017番239
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市天王寺区上本町六丁目5番13号
近鉄不動産株式会社 取締役社長 澤田 悦郎
- 公共施設の種類の、位置及び区域
(1) 道路
奈良市学園北二丁目1017番239

奈良市告示第384号
生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をいたしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。
平成23年6月29日
奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
堤 小太郎		柔道整復 あんま	平成23年5月12日 平成23年
つつみ鍼灸整骨院	奈良県奈良市六		

(平成23年6月29日揭示済)

奈良市告示第387号
奈良市排水設備指定工事店の指定をしたので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規則（昭和51年奈良市規則第2 指定工事店名

11号）第11条の規定により、次のとおり公示します。
平成23年6月30日
奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日
平成23年6月30日

区域	受付番号	指定番号	店舗の所在地	会社名又は商号	代表者又は氏名
市 内	1	第413号	奈良市八島町270番地の25	株式会社 うさぎ	岡田 晃子
	2	第414号	奈良市北之庄町147-6	桐山設備巧業	桐山 茂
	3	第415号	奈良市大平尾町217	千寿工業	向井 伯享
	4	第416号	奈良市北村町172	宮司建設	宮司 正美
	5	第417号	奈良市和田町161番地	明武建設	稲葉 文明
	6	第418号	奈良市帝塚山南三丁目21-14	ミヤビ設備	柴山 雅吏
	7	第419号	奈良市川之上突抜北方町1番	有限会社 山崎住設	山崎 順一
市 外	8	第420号	奈良県大和高田市市場792-16	エイリュウ設備サービス株式会社	南 和彦
	9	第421号	奈良県磯城郡田原本町阪手34の3	株式会社 エビザワ商店 奈良営業所	海老澤 眞司
	10	第422号	奈良県桜井市吉備513番地の4	北口住設	北口 久信
	11	第423号	奈良県大和郡山市井戸野町83-1	三水管工	小谷 義孝
	12	第424号	奈良県香芝市北今市四丁目243	大協設備工業所	鶴飼 嘉輝
	13	第425号	奈良県大和高田市昭和町8-30	有限会社 タジ浄化槽サービス	奥村 洋子
	14	第426号	奈良県磯城郡田原本町秦庄435-10	森住宅設備	森 進
	15	第427号	奈良県天理市田部町397サンコーマンション102号	株式会社 森水道工業所	森 一馬
	16	第428号	奈良県生駒市萩の台890-16	友和工業株式会社	堂本 茂忠

(平成23年6月30日揭示済)

奈良市告示第388号
生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をいたしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。
平成23年6月30日
奈良市長 仲川元庸

庁中一般
関係各所
奈良市人権教育・啓発推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成23年6月30日
奈良市長 仲川元庸
奈良市人権教育・啓発推進本部設置規程（平成2年奈良市訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。
別表第1研修部会の項中「人事課長」を「人事課長 ガバナンス推進課長」に改める。
附則
この訓令は、平成23年7月1日から施行する。
(平成23年6月30日揭示済)

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
佐藤 拓也		あんま	平成23年 6月24日
かどわき接骨院 (佐藤 拓也)	奈良県奈良市京 終地方東側町18		

(平成23年6月30日揭示済)

訓令甲

奈良市訓令甲第9号

奈良市監査委員告示第12号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

監 査

平成23年6月21日

奈良市監査委員	吉田 肇
同	石原 俊彦
同	高杉 美根子
同	松石 聖一

奈監第54号
平成23年6月17日

奈良市長 仲川 元庸 様
奈良市議会議長 山本 清 様

奈良市監査委員	吉田 肇
同	石原 俊彦
同	高杉 美根子
同	松石 聖一

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

なお、今回の定期監査は、平成22年度の財務に関する事務の執行について実施したので、監査対象を平成22年度の組織名で表示しました。

1 監査対象

市長公室	秘書課	人事課	広報広聴課
企画部	環境政策課	産業廃棄物対策課	
総務部	管財課	保健所等複合施設準備室	
	契約室	契約課	工事検査課
	税務室	納税課	滞納整理課 債権整理課
保健福祉部	福祉総務課	障がい福祉課	
	子育て支援室	子育て課	
		介護福祉課	介護認定課
保健所	保健総務課	保健・環境検査課	生活衛生課
観光経済部	商工労政課	農林課	

2 監査期間

平成23年4月19日～同年6月17日

3 監査方法

平成22年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた平成23年2月末日現在の資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査・照合を行う方法で実施した。

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例及び要望する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

市長公室
秘書課（現・総合政策部）

市長、副市長の公用車の、奈良市公用車管理規則第18条に基づき作成される運転報告書において、燃料注入量の記載がなかった。適正に記載されたい。

人事課（現・総務部）

- (1) 総務費雑入のうち給与等返還請求訴訟判決（奈良地裁平成19年7月20日確定）に基づく返還金は、ほぼ全額が収入未済となっている。一層の回収努力を要望する。
- (2) 人事情報システムサポート業務委託の契約書において、請負業者は市と連絡調整等を行う責任者を定め、市に通知することになっているが、文書で徴していなかった。市が責任者の氏名・資格等を確認するためにも文書で確認されたい。

企画部

産業廃棄物対策課（現・環境部）

総務費雑入のうち、平成20年度に硫酸ピッチ等の放置された廃棄物を行政代執行によって処分した、行政代執行経費徴収金収入の大半が収入未済となっている。今後も継続的に自主納付の働きかけや資産調査など、債権回収努力を要望する。

総務部

契約課

総務費雑入のうち、平成18年7月から同年10月までの間に執行した制限付き一般競争入札31件の落札者に対し「奈良市が被った損害額を請求せよ」とする判決により確定した損害賠償金のうち、収入未済分について、今後も一層の回収努力を要望する。

納税課・滞納整理課

市税の滞納繰越分の収入未済は多額となっている。今後も収入未済の解消に向け、なお一層の徴収努力を要望する。

保健福祉部

障がい福祉課

- (1) 重症心身障害児（者）通園事業国庫補助金について、厚生労働省の補助金交付決定が平成22年9月になされているにもかかわらず、調定されたのは平成23年3月である。奈良市会計規則第11条の規定に基づき、交付決定がなされた時に調定されたい。
- (2) 福祉タクシー助成事業委託の契約において、見積書が添付されていなかった。業務委託であるならば見積書の徴取が必要であるが、事業の性質を考慮の上、他の節での執行も含め事務処理について検討されたい。
- (3) 友愛バス乗車事業委託の契約において、予定価格調書及び見積書の添付がなかった。奈良市契約規則第18条及び第18条の2に基づき、予定価格調書を作成し、見積書を徴取されたい。
- (4) 福祉資金貸付金（身体障害者福祉貸付金）につ

いては、前回監査においても指摘したところであるが、滞納者に法に基づき督促するとともに電話催告するなど貸付金の回収に向け一層の徴収努力を強く要望する。

また、長期間に亘り支払の滞っている場合には、滞納者のみならず連帯保証人をも含め、所在確認と支払能力などを調査した上で、法に基づき対処されるよう要望する。

子育て課（現：子ども未来部子ども育成課）

民生費雑入のうち児童手当及び児童扶養手当過払返納金の収入未済については、訪問等による催告を行っているところではあるが、今後も一層の回収努力を要望する。

また、過払いを未然に防ぐため、事務の見直しを図られているところではあるが、さらに支給認定事務の適正化を図られたい。

子育て課（現：子ども未来部子育て相談課）

(1) 福祉資金貸付金（母子福祉資金貸付金）については、前回監査においても指摘したところであるが、長期間に亘り支払が滞っているため、早急に滞納者のみならず連帯保証人をも含め、所在確認と支払能力などを調査した上で、法に基づき対処されるよう強く要望する。

(2) 母子寡婦福祉資金等貸付金については前回の監査の指摘を受けて、相談記録の作成や貸付に係る一連の事務についてのルール作りについては取り組まれているところであるが、今後も、滞納者には法に基づいた督促をするとともに貸付金の回収に向け一層の回収努力を要望する。

介護福祉課

(1) 配食サービス事業委託の契約において、見積書が添付されていなかった。奈良市契約規則第18条の2に基づき、見積書を徴取されたい。

(2) 介護保険料（第1号被保険者）の滞納繰越分については、今後とも収入未済の解消に向け、なお一層の徴収努力を要望する。

(3) 老人保護施設措置費自己負担金の滞納繰越分の収入未済については、入所者の扶養義務者1名のものであるが、一層の徴収努力を要望する。

保健所

保健総務課

奈良市総合医療検査センター管理委託（指定管理）において、清掃など第三者に請け負わせている業務があるにもかかわらず、基本協定書に規定されている書面による市の承認が行われていなかった。基本協定書どおりに承認手続きを行われたい。

生活衛生課

動物管理車両保守点検業務委託において、制御盤点検等第三者に請け負わせている業務があるにもかかわらず、契約書に規定されている書面による市の承認が行われていなかった。契約書どおり

に承認手続きを行われたい。

観光経済部

商工労政課

日付を遡って事務処理を行ったため、本来記載されるべき平成23年2月末時点の監査資料に無い支出負担行為が多く見受けられた。適切な時期に、遅滞なく事務処理を行われたい。

農林課

(1) 大和高原北部地区基幹水利施設管理事業の事務委託については、上津ダムをはじめとする大和高原北部の基幹水利施設の管理事業を、規約等に基づき山添村に委託している。この事業は事務経費を受益割合に応じて負担するものであるため、負担金としての処理を含め、事務処理について検討されたい。

(2) 特産物産地化作物試験栽培事業補助金の交付事務において、事業終了後1カ月以上経過しているにもかかわらず実績報告の提出がされていなかった。奈良市補助金等交付規則に基づき適正な事務処理をされたい。

(3) 日付を遡って事務処理を行ったため、本来記載されるべき平成23年2月末時点の監査資料に無い支出負担行為が多く見受けられた。適切な時期に、遅滞なく事務処理を行われたい。

(平成23年6月21日揭示済)

奈良市監査委員告示第13号

地方自治法第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査人の監査事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

平成23年6月30日

奈良市監査委員 吉田 肇
同 石原 俊彦
同 高杉 美根子
同 松石 聖一

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

谷口 信介

大阪市福島区福島4-3-23 大阪福島タワー1606

2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成23年6月30日から平成24年3月31日まで

(平成23年6月30日揭示済)

奈良市監査委員告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成23年6月30日

奈良市監査委員 吉田 肇
同 石原 俊彦

同 高杉美根子
同 松石聖一
情報政策課
監査結果公表日 平成22年6月15日(奈良市監査委員告示第13号)
措置結果通知日 平成23年5月12日

【監査の結果】	【措置の内容】
再生紙白紙連続伝票用紙の単価契約において、仕様書に基づき、納入物品の品質規格の報告が納入業者から提出されているが、奈良市グリーン購入基本方針に定められた品質基準を満たすかを市が確認するための根拠として、メーカーからの報告書を提出させるよう仕様書を改められたい。	指摘のあった事項について、平成23年度の契約からメーカーより品質基準を満たしているものであることを証明する報告書を提出するように仕様書を改めました。

月ヶ瀬行政センター 地域振興課(旧総務課分)
監査結果公表日 平成22年12月27日(奈良市監査委員告示第25号)
措置結果通知日 平成23年5月26日

【監査の結果】	【措置の内容】
(1) まちづくり振興補助金及び地域活性化イベント補助金について、補助金交付の対象とすべき経費を定めず、事業費全体を補助対象とする内容の補助要領となっていた。平成20年3月10日付け奈総文第14号「補助金の適正な交付及び執行について(通知)」に則り適正な補助要領を作成されたい。	(1) まちづくり振興補助金及び地域活性化イベント補助金の要領について、平成20年3月10日付け奈総文第14号通知に則り一部改正を行い、平成23年4月1日から実施しております。
(2) 保育園児送迎のためにパートタイム職員がバスを運転しており、任用は、朝夕各2時間となっている。勤務時間と運転報告書とでは齟齬が生じており、就業実態に即して是正されたい。	(2) 保育園児送迎バス運転のパートタイム職員は、出勤簿と運転報告書により勤務時間を確認しておりますが、点検や清掃等に時間を要するため、平成23年度からはパートタイム職員にも勤務日報の提出を義務づけ就業時間の確認を実施しております。
(3) 簡易水道使用料の滞納繰越分の収入未済額については、文書催告などの徴収努力が行われている	(3) 簡易水道使用料の滞納繰越分については、電話での催促や管理職等が滞納者の訪問を行うなどの

ところであるが、今後とも収入未済の解消に向け、一層の徴収努力を要望する。

対応で、今後も未収金の徴収に努めてまいります。尚、平成21年度の滞納額189,598円につきましては、平成23年3月31日現在、収納額81,850円、滞納額107,748円となっています。

会計課
監査結果公表日 平成23年3月29日(奈良市監査委員告示第6号)
措置結果通知日 平成23年5月13日

【監査の結果】	【措置の内容】
庁用各種燃料供給(調達価格)契約のうち、ガソリン、軽油等については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき奈良県石油協同組合奈良支部と随意契約を締結しているが、その理由が記載されていなかった。 随意契約によることとした理由を明記されたい。	奈良県石油協同組合は、昭和57年から「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」に基づく、官公需適格組合の認証明を受けており、200以上の石油類販売業者が加盟する組合である。このことから、当該組合と随意契約を締結する理由として、中小企業者に対する需要の増進策として有力な手段となり得るもので、経営の安定に資する効果も大きいものがあり、国の施策とも合致していること、また、加盟販売業者から契約単価でガソリン等の安定供給を受けることができることを明記しました。

(平成23年6月30日揭示済)

奈良市監査委員告示第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成23年6月30日

奈良市監査委員 吉田 肇
同 石原 俊彦
同 高杉 美根子
同 松石 聖一

財団法人奈良市都祁地域振興財団

監査結果公表日 平成22年12月27日(奈良市監査委員告示第24号)

措置結果通知日 平成23年6月17日

【監査の結果】	【措置の内容】
(1) 奈良市から委託された	(1) 平成22年度奈良市特産

奈良市特産物インターネット販売・商品管理・ホームページ管理業務を、市の承認なく他の業者に再委託していた。契約書第9条に基づき奈良市から再委託の承認を得られたい。

- (2) 奈良市都祁交流センターの指定管理業務について
ア 財団の自主事業に対する指定管理料収入は、予算現額を超えた決算額となっていた。これは同指定管理業務の文化施設管理事業に対する収入を流用した結果である。自主事業は、自主財源と市の予算を基に実施するものであり、自主財源が不足したからといって、市の予算を安易に流用することは厳に慎まれない。

イ 「つげまつり2009」及び「つげ夏まつり2009」は、財団の自主事業であるにもかかわらず実行委員会へ委託していた。自主事業の在り方について検討されたい。

ウ 都祁交流センターでは、暖房に用いる灯油の埋設オイルタンクの法定点検（漏洩検査）を、市の承認を得て業者に再委託していた。しかし、受託者は法定点検を実施できる業者ではなく、点検報告書は別の業者から提出されていた。法定点検が実施できる業者と契約されたい。

- (3) 交流センターの事務所に置かれているコピー機及び長尺印刷（看板）機は、利用者から利用料金を徴収したときに、パソコンでプリントアウトした領収書を発行していた。

物インターネット販売・商品管理・ホームページ管理業務については、契約書第9条に基づき、平成22年8月9日付けで、市の再委託承認を得ました。今後は、適正に事務処理を行います。

- (2) 奈良市都祁交流センターの指定管理業務について
ア 平成22年度に自主事業のあり方について検討し、その経費については予算で定められたとおり、指定管理料収入をもって充てられるものと自主財源で賄うものを区別し、適切に執行するようにしました。

イ 平成23年度からは、「つげまつり」及び「つげ夏まつり」は、地元団体である各実行委員会の主催事業として、財団の自主事業から除外しました。

ウ 灯油の埋設オイルタンクの法定点検について、地下タンク等定期点検事業者に認定された法定点検が実施できる業者と直接、平成23年4月1日付けで、地下埋設タンク配管の漏洩検査委託契約を締結しました。

- (3) コピー機や長尺印刷機の利用者への利用料金の領収書については、平成23年度から、通番を付した領収書を使用し、適正に事務処理することとしました。

通番を付された領収書を使用し、適正に事務処理されたい。

- (4) 奈良市都祁体育館の指定管理業務における夜間鍵収受業務及び敷地内緑地清掃業務について
ア 施設管理の基本である体育館の施設を個人に再委託していた。個人と契約する理由がないため、委託契約先を検討されたい。

イ 委託契約書には、履行の停滞その他債務の不履行の場合における事項などの記載がなかったことから、予算決算及び会計令第100条における契約書の記載事項を参考に、適正に作成されたい。

また、仕様書である管理要領については、詳細かつ具体的に業務内容を記載されたい。

ウ 10月分の月次報告書が提出されておらず、業務実績がなかったにも関わらず委託料の支払いがなされていた。業務が履行されていないことから、当該月の支払いは不当である。当該月分の指定管理料を返還されたい。

- (4) 奈良市都祁体育館の指定管理業務における夜間鍵収受業務及び敷地内緑地清掃業務について

ア 奈良市都祁体育館の夜間鍵収受業務及び敷地内緑地清掃業務については、個人との契約は止め、平成23年度4月1日より、臨時職員1名を雇用し、業務を遂行することとしました。

イ 平成23年度からは、個人との契約は止めたため、委託契約は締結していません。

ウ 業務実績がなかった10月分の委託料については、不当な支払いと認め、平成23年3月31日付けで指定管理料を返還しました。

(平成23年6月30日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第20号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成23年6月24日

奈良市水道事業管理者
福 村 圭 司

名称	代表者氏名	所在地	指定日
株式会社 スイドウ サービス	代表取締役 山下 道男	大阪府守口市日吉町 二丁目3番4号	平成23年 6月16日

(平成23年6月24日揭示済)

奈良市水道局告示第21号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成23年6月24日

奈良市水道事業管理者
福村 圭司

名称	代表者氏名	所在地	届出日
有限会社 ニッ辻水 道工業所	代表取締役 仲村 和人	奈良市四条大路四丁 目1番62号	平成23年 6月15日
高章建設	吉田 高章	奈良市山町358番地	平成23年 6月15日

(平成23年6月24日揭示済)

議 会

奈良市議会告示第2号

議会議長 山本 清 は、平成23年6月24日の議会定例会において、議会議長を辞職しました。

平成23年6月27日

奈良市議会議長
上原 雋

(平成23年6月27日揭示済)

奈良市議会告示第3号

議会議員 上原 雋 は、平成23年6月24日の議会定例会において、議会議長に当選しました。

平成23年6月27日

奈良市議会議長
上原 雋

(平成23年6月27日揭示済)

奈良市議会告示第4号

議会副議長 中西 吉日出 は、本日の議会定例会において、議会副議長を辞職しました。

平成23年6月27日

奈良市議会議長
上原 雋

(平成23年6月27日揭示済)

奈良市議会告示第5号

議会議員 松村 和夫 は、本日の議会定例会において、議会副議長に当選しました。

平成23年6月27日

奈良市議会議長
上原 雋

(平成23年6月27日揭示済)

奈良市議会告示第6号

平成23年6月27日、次のとおり議会運営委員会の委員を選任しました。

平成23年6月29日

奈良市議会議長
上原 雋

大坪 宏通
宮池 明
階戸 幸一
北村 拓哉
北 良晃
内藤 智司
松岡 克彦
森田 一成
池田 慎久
高橋 克己

(平成23年6月29日揭示済)

奈良市議会告示第7号

平成23年6月27日、次の者が議会運営委員会の委員長及び副委員長に当選しました。

平成23年6月29日

奈良市議会議長
上原 雋

委員長 内藤 智司
副委員長 松岡 克彦

(平成23年6月29日揭示済)

奈良市議会告示第8号

平成23年6月27日、次のとおり議会常任委員会の委員を選任しました。

平成23年6月29日

奈良市議会議長
上原 雋

総務水道委員会
天野 秀治
樽谷 佳男
吉川 等子
山中 益敏
池田 慎久
松石 聖一
山本 清

産業文教委員会
大坪 宏通
植村 佳史
東久保 耕也
階戸 幸一
北村 拓哉
森岡 弘之
藤本 孝幸
西本 守直

厚生委員会

宮池 明
酒井 孝江
山本 直子
三浦 教次
北 良晃
松田 末作
大橋 雪子
岡田 佐代子

建設委員会

横井 雄一
浅川 仁
松村 和夫
松岡 克彦
高杉 美根子
山口 誠
矢追 勇夫
上原 雋

環境消防委員会

中西 吉日出
伊藤 剛
内藤 智司
井上 昌弘
森田 一成
土田 敏朗
高橋 克己
山口 裕司

(平成23年6月29日揭示済)

奈良市議会告示第9号

平成23年6月27日、次の者が議会常任委員会の委員長及び副委員長に当選しました。

平成23年6月29日

奈良市議会議長
上原 雋

総務水道委員長 樽谷 佳男
同 副委員長 山中 益敏
産業文教委員長 植村 佳史
同 副委員長 階戸 幸一
厚生委員長 大橋 雪子
同 副委員長 酒井 孝江
環境消防委員長 土田 敏朗
同 副委員長 伊藤 剛
建設委員長 松岡 克彦
同 副委員長 横井 雄一

(平成23年6月29日揭示済)

奈良市議会告示第10号

平成23年6月27日、次の者が奈良市議会だより編集委員会の委員に就任しました。

平成23年6月29日

奈良市議会議長
上原 雋

大坪 宏通
植村 佳史
東久保 耕也
樽谷 佳男
山本 直子
伊藤 剛
森岡 弘之

藤本 孝幸
井上 昌弘

(平成23年6月29日揭示済)

奈良市議会告示第11号

平成23年6月27日、次の者が奈良市議会だより編集委員会の委員長及び副委員長に当選しました。

平成23年6月29日

奈良市議会議長
上原 雋

委員長 藤本 孝幸
副委員長 森岡 弘之

(平成23年6月29日揭示済)

奈良市議会告示第12号

平成23年6月27日、次の者が奈良市議会情報公開審査会の委員に就任しました。

平成23年6月29日

奈良市議会議長
上原 雋

階戸 幸一
樽谷 佳男
吉川 等子
三浦 教次
森岡 弘之
山中 益敏
松岡 克彦
松田 末作
土田 敏朗
山本 清

(平成23年6月29日揭示済)

奈良市議会告示第13号

平成23年6月27日、次の者が、奈良市議会情報公開審査会の委員長及び副委員長に当選しました。

平成23年6月29日

奈良市議会議長
上原 雋

委員長 土田 敏朗
副委員長 吉川 等子

(平成23年6月29日揭示済)

奈良市議会告示第14号

平成23年6月27日、次のとおり総合計画検討特別委員会の委員を選任しました。

平成23年6月29日

奈良市議会議長
上原 雋

東久保 耕也
横井 雄一
樽谷 佳男

山本直子
三浦教次
中西吉日出
森岡弘之
井上昌弘
森田一成
池田慎久
高杉美根子
山口誠

(平成23年6月29日揭示済)

奈良市議会告示第15号

平成23年6月27日、次の者が総合計画検討特別委員会の
委員長及び副委員長に当選しました。

平成23年6月29日

奈良市議会議長

上原 雋

委員長 井上 昌弘

副委員長 山口 誠

(平成23年6月29日揭示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。